

# 障害福祉サービス等

## 報酬改定の概要

平成30年度



平成30年3月27日

福岡市指定障がい児支援事業者説明会（集団指導）

## 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

### 放課後等デイサービス

#### 1. 基本報酬

報酬区分の設定

現行	見直し後
一律の単価設定	区分 1 の 1, 区分 1 の 2, 区分 2 の 1, 区分 2 の 2

※児童発達支援管理責任者専任加算については、基本報酬に組み込まれる。

#### ○ 区分 1 とは

各事業所において、食事、排せつ、入浴及び移動のうち 3 以上の日常生活動作について全介助を必要とする障害児又は別表で掲げる項目（16 項目）の区分に応じて、0～2 点に当てはめて算出した合計が 13 点以上である障害児が全体の数の 50%以上ある場合に適用する。

※10 人以下の場合 区分 1 の 1：656 単位、区分 1（休業日）：787 単位

#### ○ サービス提供時間による区分の設定（授業終了後に提供する場合のみ）

※サービス提供時間が短い事業所については、新たに報酬区分が設定され、3 時間未満の場合、10 人以下の場合 区分 1 の 2：645 単位、区分 2 の 2：596 単位となる。

例：定員 10 名（重心以外）、区分 2 の 1、授業終了後 3 時間以上

	現行	見直し後
基本報酬	473 単位	609 単位
有資格者配置加算	9 単位	9 単位
児童発達支援管理責任者加算	205 単位	なし
合計	687 単位	618 単位

#### 2. 医療的ケア児への支援の充実

##### ①看護職員加配加算（Ⅰ）～（Ⅲ）【新設】

一定の基準を満たす医療的ケア児を受け入れるための体制を確保し、医療的ケア児やその家族の状況及びニーズに応じて、地域において必要な支援を受けることができるよう、看護職員の加配を評価する加算を創設する。

看護職員加算（Ⅰ）（10人以下の場合 200単位／日）

次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

- (1) 算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員（保健師，助産師，看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を1以上配置し、別に定める各項目（例：気管内挿管，気管切開，酸素吸入を利用）に規定する状態のいずれかに該当する利用者の数が1名以上であること。
- (2) 算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を1以上配置し、別に定める各項目（例：気管内挿管，気管切開，酸素吸入を利用）に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8点以上である利用者の数が5名以上であること。

## ②送迎加算

看護職員加配加算を算定する事業所であって、喀痰吸引等の医療的ケアを行うため運転手に加え、職員を1以上配置して送迎を行った場合に更に加算する。  
※重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所は対象外。

## ③医療連携体制加算の拡充

既存の（Ⅰ）又は（Ⅱ）については、4時間未満の支援の場合に適用し、4時間を超えて支援を行う場合は、（Ⅴ）又は（Ⅵ）を適用する。ただし、看護職員加配加算を算定している場合は、医療連携体制加算は算定できない。

## 3. 児童指導員等配置加算

### ○専門職員配置加配加算

従来の児童指導員等加配加算の要件に加え、理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員（以下「理学療法士等」という。）又は児童指導員若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員を1以上配置している場合に算定できる。

### ○基本報酬区分1に該当する場合

児童指導員等配置加算（Ⅱ）を算定することができる。ただし、個別支援計画未作成減算を算定している場合は、加算算定はできない。

例：定員 10 名（重心以外）

現行		見直し後	
		専門職員を配置【新設】	+209 単位
児童指導員等を配置	+195 単位	→児童指導員等を配置	+155 単位
指導員を配置	+183 単位	→その他従業者を配置	+ 91 単位

#### 4. 特別支援加算（54 単位／日）

特別支援加算の対象となる職種について、看護職員及び視覚障がい者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者を追加する。

#### 5. 強度行動障害児支援加算【新設】（155 単位／日）

強度行動障害を有する障がい児への適切な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する障がい児に対して支援を行うことを評価する加算を創設する。

#### 6. 事業所内相談支援加算

相談援助がサービスを受けている時間と同一時間帯である場合も算定可とする。ただし、この場合に相談援助を行っている従業者は、支援の提供にあたる者からは除かれる。

現行	見直し後
サービス提供時間と同一時間帯である場合は算定不可	サービス提供時間と同一時間帯である場合でも算定可

#### 7. 関係機関連携加算

障がい児が通う保育所や学校等との連携を強化するため、保育所等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合の評価を拡充する。

現行	見直し後
1年につき1回を限度に加算する	1月につき1回を限度に加算する

#### 8. 保育・教育等移行支援加算【新設】（500単位／回（1回を限度））

障がい児が地域において保育・教育等を受けられるよう支援を行うことにより、通所支援事業所を退所して保育所等に通うことになった場合を評価する加算を創設する。

## 9. 欠席時対応加算

重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所については、1月の利用者数から定員に当該月の営業日に乗じた数を除して得た数が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。

※重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所のみが対象。

## 10. 自己評価結果等未公表減算【新設】

自己評価結果等の公表が義務付けられている児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、未公表の場合は減算する。なお、当該減算については、平成31年4月1日から適用する。

自己評価結果等が未公表の場合、所定単位数の15%を減算する。

## 11. 個別支援計画未作成減算

個別支援計画が作成されずにサービスが行われていた場合

- |                   |             |
|-------------------|-------------|
| ①減算が適用される月から2月目まで | 所定単位数の30%減算 |
| ②3月以上連続して減算の場合    | 所定単位数の50%減算 |

## 12. 身体拘束廃止未実施減算【新設】

身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を、利用者全員について、1日につき5単位減算する。

## 障がい児相談支援事業

※主なものを抜粋しています。詳しくは、国の通知等で確認してください。

### 1. 相談支援専門員 1 人あたりの標準担当件数の設定

障がい児相談支援の質のサービスの標準化を図る観点から、1 人の相談支援専門員が 1 月に実施するサービス利用支援等の標準担当件数（40 件）を設定し、標準担当件数を一定程度超過する場合の基本報酬の逡減制を導入する。

### 2. 特定事業所加算の評価の見直し

特定事業所加算について、より充実した支援体制及び主任相談支援専門員の配置を要件とした区分を創設するとともに、事業者が段階的な体制整備を図れるよう、現行の要件を緩和した区分を一定期間に限り設ける。

特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅳ）まで設定。

（Ⅱ）と（Ⅳ）は、平成 33 年 3 月 31 日まで。

### 3. サービス担当者会議実施加算【新設】100 単位／月

継続サービス利用支援等の実施時において、利用者の居宅等を訪問し利用者に面接することに加えて、サービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して、利用者等の心身の状況等やサービスの提供状況について確認するとともに、計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に加算する。

※利用者 1 人につき、1 月に 1 回を限度として加算。

### 4. サービス提供時モニタリング加算【新設】100 単位／月

継続サービス利用支援等の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画等に位置付けた福祉サービス事業所等を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算する。

※利用者 1 人につき、1 月に 1 回を限度、かつ、相談支援専門員 1 人当たり 1 月に 39 人を限度として加算。

※ 今回作成した資料は、平成 30 年 2 月 5 日、国から出された「平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」をもとに作成しています。実際に国から公布される内容と異なる場合があります。ご了承願います。

1. 放課後等デイサービス給付費

現行	改定
<p>放課後等デイサービス給付費（1日につき）</p> <p>イ 障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う又は基準該当放課後等デイサービスを行う場合（ロに該当する場合を除く。）</p> <p>(1) 授業終了後に行う場合</p> <p>(一) 利用定員が 10 人以下の場合 473 単位</p> <p>(二) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合 355 単位</p> <p>(三) 利用定員が 21 人以上の場合 276 単位</p> <p>(2) 休業日に行う場合</p> <p>(一) 利用定員が 10 人以下の場合 611 単位</p>	<p>放課後等デイサービス給付費（1日につき）</p> <p>イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハに該当する場合を除く。）</p> <p>(1) 区分 1 の 1</p> <p>(一) 利用定員が 10 人以下の場合 656 単位</p> <p>(二) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合 440 単位</p> <p>(三) 利用定員が 21 人以上の場合 331 単位</p> <p>(2) 区分 1 の 2（サービス提供時間が 3 時間未満）</p> <p>(一) 利用定員が 10 人以下の場合 645 単位</p> <p>(二) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合 431 単位</p> <p>(三) 利用定員が 21 人以上の場合 324 単位</p> <p>(1) 区分 2 の 1</p> <p>(一) 利用定員が 10 人以下の場合 609 単位</p> <p>(二) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合 405 単位</p> <p>(三) 利用定員が 21 人以上の場合 304 単位</p> <p>(2) 区分 2 の 2（サービス提供時間が 3 時間未満）</p> <p>(一) 利用定員が 10 人以下の場合 596 単位</p> <p>(二) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合 396 単位</p> <p>(三) 利用定員が 21 人以上の場合 297 単位</p> <p>ロ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合</p> <p>(1) 区分 1</p> <p>(一) 利用定員が 10 人以下の場合 787 単位</p>

(二) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	447 単位	(二) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	529 単位
(三) 利用定員が 21 人以上の場合	359 単位	(三) 利用定員が 21 人以上の場合	410 単位
		(2) 区分 2	
		(一) 利用定員が 10 人以下の場合	726 単位
		(二) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	483 単位
		(三) 利用定員が 21 人以上の場合	374 単位
ロ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合		ハ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	
(1) 授業終了後に行う場合		(1) 授業終了後に行う場合	
(一) 利用定員が 5 人の場合	1,329 単位	(一) 利用定員が 5 人の場合	1,744 単位
(二) 利用定員が 6 人の場合	1,112 単位	(二) 利用定員が 6 人の場合	1,458 単位
(三) 利用定員が 7 人の場合	958 単位	(三) 利用定員が 7 人の場合	1,255 単位
(四) 利用定員が 8 人の場合	842 単位	(四) 利用定員が 8 人の場合	1,101 単位
(五) 利用定員が 9 人の場合	751 単位	(五) 利用定員が 9 人の場合	982 単位
(六) 利用定員が 10 人の場合	679 単位	(六) 利用定員が 10 人の場合	887 単位
(七) 利用定員が 11 人以上の場合	577 単位	(七) 利用定員が 11 人以上の場合	681 単位
(2) 休業日に行う場合		(2) 休業日に行う場合	
(一) 利用定員が 5 人の場合	1,608 単位	(一) 利用定員が 5 人の場合	2,024 単位
(二) 利用定員が 6 人の場合	1,347 単位	(二) 利用定員が 6 人の場合	1,694 単位
(三) 利用定員が 7 人の場合	1,160 単位	(三) 利用定員が 7 人の場合	1,457 単位
(四) 利用定員が 8 人の場合	1,020 単位	(四) 利用定員が 8 人の場合	1,280 単位
(五) 利用定員が 9 人の場合	911 単位	(五) 利用定員が 9 人の場合	1,142 単位
(六) 利用定員が 10 人の場合	824 単位	(六) 利用定員が 10 人の場合	1,032 単位
(七) 利用定員が 11 人以上の場合	699 単位	(七) 利用定員が 11 人以上の場合	804 単位

※ 注) イ (1), (2) 又はロ (1) を算定する事業所 食事, 排せつ, 入浴及び移動のうち 3 以上の日常生活動作について, 全介助を必要とする障害児又は別表に掲げる項目の欄の区分に応じ, その項目がみられる頻度等をそれぞれ同表 (別紙参照) の 0 点の欄から 2 点の欄までに当て



はめて算出した点数の合計が 13 点以上である障害児の数が障害児全体の数の 50%以上であること。

## 2. 看護職員加配加算の創設【新設】

現行	改定																				
	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、看護職員加配加算として、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>イ 看護職員加配加算（Ⅰ）</p> <p>(1) 主として障害児（重症心身障害児を除く。）に対し、指定放課後等デイサービスを行った場合（(2) に該当する場合を除く。）</p> <table data-bbox="1176 678 2000 813"> <tr> <td>（一）利用定員が 10 人以下の場合</td> <td>200 単位</td> </tr> <tr> <td>（二）利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合</td> <td>133 単位</td> </tr> <tr> <td>（三）利用定員が 21 人以上の場合</td> <td>80 単位</td> </tr> </table> <p>(2) 主として重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合</p> <table data-bbox="1176 917 2000 1244"> <tr> <td>（一）利用定員が 5 人の場合</td> <td>400 単位</td> </tr> <tr> <td>（二）利用定員が 6 人の場合</td> <td>333 単位</td> </tr> <tr> <td>（三）利用定員が 7 人の場合</td> <td>286 単位</td> </tr> <tr> <td>（四）利用定員が 8 人の場合</td> <td>250 単位</td> </tr> <tr> <td>（五）利用定員が 9 人の場合</td> <td>222 単位</td> </tr> <tr> <td>（六）利用定員が 10 人の場合</td> <td>200 単位</td> </tr> <tr> <td>（七）利用定員が 11 人以上の場合</td> <td>133 単位</td> </tr> </table> <p>ロ 看護職員加配加算（Ⅱ）</p> <p>(1) 主として障害児（重症心身障害児を除く。）に対し指定放課後等デイサービスを行った場合（(2) に該当する場合を除く）</p>	（一）利用定員が 10 人以下の場合	200 単位	（二）利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	133 単位	（三）利用定員が 21 人以上の場合	80 単位	（一）利用定員が 5 人の場合	400 単位	（二）利用定員が 6 人の場合	333 単位	（三）利用定員が 7 人の場合	286 単位	（四）利用定員が 8 人の場合	250 単位	（五）利用定員が 9 人の場合	222 単位	（六）利用定員が 10 人の場合	200 単位	（七）利用定員が 11 人以上の場合	133 単位
（一）利用定員が 10 人以下の場合	200 単位																				
（二）利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	133 単位																				
（三）利用定員が 21 人以上の場合	80 単位																				
（一）利用定員が 5 人の場合	400 単位																				
（二）利用定員が 6 人の場合	333 単位																				
（三）利用定員が 7 人の場合	286 単位																				
（四）利用定員が 8 人の場合	250 単位																				
（五）利用定員が 9 人の場合	222 単位																				
（六）利用定員が 10 人の場合	200 単位																				
（七）利用定員が 11 人以上の場合	133 単位																				

	(一) 利用定員が 10 人以下の場合	400 単位
	(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	266 単位
	(三) 利用定員が 21 人以上の場合	160 単位
	(2) 主として重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合	
	(一) 利用定員が 5 人の場合	800 単位
	(二) 利用定員が 6 人の場合	666 単位
	(三) 利用定員が 7 人の場合	572 単位
	(四) 利用定員が 8 人の場合	500 単位
	(五) 利用定員が 9 人の場合	444 単位
	(六) 利用定員が 10 人の場合	400 単位
	(七) 利用定員が 11 人以上の場合	266 単位
	ハ 看護職員加配加算 (Ⅲ)	
	(1) 主として障害児 (重症心身障害児を除く。) に対し指定放課後等デイサービスを行った場合	
	(一) 利用定員が 10 人以下場合	600 単位
	(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	399 単位
	(三) 利用定員が 21 人以上の場合	240 単位
	<b>別に厚生労働大臣が定める施設基準</b>	
	通所給付費等単位数表第 3 の 1 の放課後等デイサービス給付費の注 9 の厚生労働大臣が定める施設基準	
	イ 通所給付費等単位数表第 3 の 1 の注 9 のイを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準	
	次の (1) 又は (2) のいずれかに該当すること。	
	(1) 通所給付費等単位数表第 3 の 1 のイ又はロを算定する事業所	

	<p>であって、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を1以上配置し、別表の各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者の数が1名以上であること。</p> <p>(2) 通所給付費等単位数表第3の1のハを算定する事業所であって、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を1以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8点以上である利用者の数が5名以上であること。</p> <p>ロ 通所給付費等単位数表第3の1の注9のロを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準</p> <p>次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 通所給付費等単位数表第3の1のイ又はロを算定する事業所であって、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を2以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8点以上である利用者の数が5名以上であること。</p> <p>(2) 通所給付費等単位数表第3の1のハを算定する事業所であって、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を2以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8点以上である利用者の数が9名以上であること。</p> <p>ハ 通所給付費等単位数表第3の1の注9のハを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準</p> <p>通所給付費単位数表第3の1のイ又はロを算定する事業所であ</p>
--	---

って、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を3以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8点以上である利用者の数が9名以上であること。

**【別表】 判定スコア（スコア）**

- (1) レスピレーター管理 =8
- (2) 気管内挿管, 気管切開 =8
- (3) 鼻咽頭エアウェイ =5
- (4) 酸素吸入 =5
- (5) 1回/時間以上の頻回の吸引 =8  
6回/日以上以上の頻回の吸引 =3
- (6) ネブライザー6回/日以上又は継続使用 =3
- (7) IVH =8
- (8) 経管（経鼻・胃ろう含む） =5
- (9) 腸ろう・腸管栄養 =8
- (10) 持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時） =3
- (11) 継続する透析（腹膜灌流を含む） =8
- (12) 定期導尿（3/日以上） =5
- (13) 人工肛門 =5

## 2. 減算

現行	改定
<p><b>児童発達支援管理責任者欠如減算（1日につき）</b></p> <p>イ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から、人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。</p> <p><b>個別支援計画未作成減算</b></p> <p>イ 個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、<u>所定単位数の95%</u>を算定する。</p>	<p><b>児童発達支援管理責任者欠如減算（1日につき）</b></p> <p>イ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から、人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。</p> <p><u>ロ 減算が適用された月から5月以上連続して基準を満たない場合、減算が適用された5日目から人員基準欠如が解消させるに至った月までの間につき、所定単位数の50%を算定する。</u></p> <p><b>個別支援計画未作成減算</b></p> <p>イ 個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、当該月から3月未満の場合は、<u>所定単位数の70%</u>を算定する。</p> <p><u>ロ 減算が適用された月から3月以上の場合は、所定単位数の50%を算定する。</u></p> <p><b><u>身体拘束廃止未実施減算【新設】</u></b> <span style="float: right;">5単位/日</span></p> <p>身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する。</p> <p><b><u>自己評価結果等未実施減算【新設】</u></b> <span style="float: right;">基本単位数の85%を算定</span></p> <p>自己評価結果等の公表が義務付けられている放課後等デイサービスにおいて、未公表の場合は減算する。なお、当該減算については、平成31年4月1日から適用する。</p>

<p>児童発達支援管理責任者専任加算</p>	<p><b>削除</b></p> <p>児童発達支援管理責任者の配置については、基本報酬において評価することとし、児童発達支援管理責任者専任加算は廃止する。</p>
------------------------	--

### 3. 加算

<p>現行</p>	<p>改定</p>
<p><b>事業所内相談支援加算（月1回を限度）</b></p> <p>相談援助が児童発達支援（放課後等デイサービス）を受けている時間と同一時間帯である場合は<u>算定不可</u>とする。</p>	<p><b>事業所内相談支援加算（月1回を限度）</b></p> <p>相談援助が児童発達支援（放課後等デイサービス）を受けている時間と同一時間帯である場合も<u>算定可とする。ただし、この場合に相談援助を行っている従業者は、支援の提供にあたる者からは除かれる。</u></p>
<p><b>欠席時対応加算</b></p> <p>利用する障害児が急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合に、月4回まで加算する。</p>	<p><b>欠席時対応加算</b></p> <p>利用する障害児が急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合に、月4回まで加算する。<u>ただし、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（児童発達支援センター含む。）及び重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所については、1月の利用者数から定員に当該月の営業日乗じた数を除して得た数が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。</u></p>
<p><b>特別支援加算</b> <span style="float: right;"><u>25 単位/日</u></span></p> <p>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置して機能訓練又は心理指導を行った場合。</p>	<p><b>特別支援加算</b> <span style="float: right;"><u>54 単位/日</u></span></p> <p>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、<u>看護職員又は視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者を配置して機能訓練又は心理指導を行った場合。</u> <u>ただし、児童指導員等加配加算（Ⅰ）、（Ⅱ）のうち、理学療法士</u></p>

<p><b>医療連携体制加算</b></p> <p>イ 医療連携体制加算（Ⅰ） 500 単位/日（障害児 1 人）</p> <p>ロ 医療連携体制加算（Ⅱ） 250 単位/日（障害児 2 人以上 8 人以下）</p> <p>ハ 医療連携体制加算（Ⅲ） 500 単位/日</p> <p>ニ 医療連携体制加算（Ⅳ） 100 単位/日</p> <p><b>送迎加算</b></p> <p>イ 障害児（重症心身障害児以外）の場合 片道 54 単位/回</p> <p>ロ 重症心身障害児の場合 片道 37 単位/回</p>	<p><u>等配置する場合の加算を算定している場合は、特別支援加算の算定は不可とする。</u></p> <p><b><u>強度行動障害児支援加算【新設】</u></b> 155 単位/日</p> <p>強度行動障害を有する障害児への適切な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する障害児に対して支援を行うことを評価する加算を創設する。</p> <p><b>医療連携体制加算</b></p> <p>イ 医療連携体制加算（Ⅰ） 500 単位/日</p> <p>ロ 医療連携体制加算（Ⅱ） 250 単位/日</p> <p>ハ 医療連携体制加算（Ⅲ） 500 単位/日</p> <p>ニ 医療連携体制加算（Ⅳ） 100 単位/日</p> <p><u>ホ 医療連携体制加算（Ⅴ） 1,000 単位/日（障害児 1 人）</u></p> <p><u>へ 医療連携体制加算（Ⅵ） 500 単位/日（障害児 2 人以上 8 人以下）</u></p> <p>既存の（Ⅰ）又は（Ⅱ）については、4 時間以下の支援の場合適用し、4 時間を超えて支援を行う場合は、（Ⅴ）又は（Ⅵ）を適用する。ただし、看護職員加配加算を算定している場合は、医療連携体制加算は算定不可とする。</p> <p><b>送迎加算</b></p> <p>イ 障害児（重症心身障害児以外）の場合 片道 54 単位/回 +37 単位/回 ※1</p> <p>ロ 重症心身障害児の場合 片道 37 単位/回</p> <p><u>※1 看護職員加配加算を算定する事業所であって、喀痰吸引等の医療的ケアを行うために運転手に加え、職員を 1 以上配置して送迎を行った場合に更に加算する。</u></p>
---	---

**関係機関連携加算（Ⅰ）**

障害児が通う保育所や学校等を連携して個別支援計画の作成等を行った場合に、1年につき1回を限度として加算する。

**福祉専門職員配置等加算**

イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15 単位/日  
※置くべき従業者等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。

ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10 単位/日  
※置くべき従業者等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。

※2 同一敷地内又は隣接する敷地内の建物との間での送迎については、加算単位数の70%を算定する。

**関係機関連携加算（Ⅰ）**

障害児が通う保育所や学校等を連携して個別支援計画の作成等を行った場合に、1月につき1回を限度として加算する。

**福祉専門職員配置等加算**

イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15 単位/日  
※置くべき従業者等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。

ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10 単位/日  
※置くべき従業者等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。

**保育・教育等移行支援加算【新設】** 500 単位/回（1回を限度）

障害児が地域において、保育・教育等を受けられるよう支援を行うことにより、通所支援事業所を退所して保育所等に通うことになった場合を評価する加算を創設する。



### 3. 加配加算

現行	改定																		
<p><b>指導員加配加算</b></p> <p>常時見守りが必要な就学児等への支援や就学児等の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、<u>児童指導員</u>、<u>保育士</u>若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合するもの（以下「児童指導員等」という。）又はその他の従業者（当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものを除く。以下同じ。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所（イを算定する場合にあっては、<u>児童指導員等</u>を2以上配置している場合に限る。）において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、重症心身障害児に対して支援を行う場合は算定しない。</p> <p>障害児（重症心身障害児を除く）を支援する場合</p> <p>イ 児童指導員等を配置する場合</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(1) 利用定員が 10 人以下の場合</td> <td style="text-align: right; padding-right: 20px;">195 単位</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(2) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合</td> <td style="text-align: right; padding-right: 20px;">130 単位</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(3) 利用定員が 21 人以上の場合</td> <td style="text-align: right; padding-right: 20px;">78 単位</td> </tr> </table>	(1) 利用定員が 10 人以下の場合	195 単位	(2) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	130 単位	(3) 利用定員が 21 人以上の場合	78 単位	<p><b>児童指導員等加配加算（I）</b></p> <p>常時見守りが必要な就学児への支援や就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、<u>理学療法士</u>、<u>作業療法士</u>、<u>言語聴覚士</u>、<u>保育士</u>若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する<u>専門職員</u>（以下「理学療法士等」という。）、<u>児童指導員</u>若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者（以下「児童指導員等」という。）又はその他の従業者（当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を除く。以下同じ。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所（<u>イの(1)又は(2)</u>を算定する場合にあっては、<u>児童指導員等又は保育士</u>を2以上配置している場合に限る。）において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>イ 障害児（重症心身障害児を除く）を支援する場合</p> <p><u>(1) 理学療法士等を配置する場合</u></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(一) 利用定員が 10 人以下の場合</td> <td style="text-align: right; padding-right: 20px;">209 単位</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合</td> <td style="text-align: right; padding-right: 20px;">139 単位</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(三) 利用定員が 21 人以上の場合</td> <td style="text-align: right; padding-right: 20px;">84 単位</td> </tr> </table> <p><u>(2) 児童指導員等を配置する場合</u></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(一) 利用定員が 10 人以下の場合</td> <td style="text-align: right; padding-right: 20px;">155 単位</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合</td> <td style="text-align: right; padding-right: 20px;">103 単位</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(三) 利用定員が 21 人以上の場合</td> <td style="text-align: right; padding-right: 20px;">62 単位</td> </tr> </table>	(一) 利用定員が 10 人以下の場合	209 単位	(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	139 単位	(三) 利用定員が 21 人以上の場合	84 単位	(一) 利用定員が 10 人以下の場合	155 単位	(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	103 単位	(三) 利用定員が 21 人以上の場合	62 単位
(1) 利用定員が 10 人以下の場合	195 単位																		
(2) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	130 単位																		
(3) 利用定員が 21 人以上の場合	78 単位																		
(一) 利用定員が 10 人以下の場合	209 単位																		
(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	139 単位																		
(三) 利用定員が 21 人以上の場合	84 単位																		
(一) 利用定員が 10 人以下の場合	155 単位																		
(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	103 単位																		
(三) 利用定員が 21 人以上の場合	62 単位																		

ロ その他の従業者を配置する場合		(3) その他の従業者を配置する場合	
(1) 利用定員が 10 人以下の場合	183 単位	(一) 利用定員が 10 人以下の場合	91 単位
(2) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	122 単位	(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	61 単位
(3) 利用定員が 21 人以上の場合	73 単位	(三) 利用定員が 21 人以上の場合	36 単位
重症心身障害児を支援する場合		ロ 重症心身障害児を支援する場合	
		(1) 理学療法士等を配置する場合	
		(一) 利用定員が 5 人の場合	418 単位
		(二) 利用定員が 6 人の場合	348 単位
		(三) 利用定員が 7 人の場合	299 単位
		(四) 利用定員が 8 人の場合	261 単位
		(五) 利用定員が 9 人の場合	232 単位
		(六) 利用定員が 10 人の場合	209 単位
		(七) 利用定員が 11 人以上の場合	139 単位
		(2) 児童指導員等を配置する場合	
		(一) 利用定員が 5 人の場合	309 単位
		(二) 利用定員が 6 人の場合	258 単位
		(三) 利用定員が 7 人の場合	221 単位
		(四) 利用定員が 8 人の場合	193 単位
		(五) 利用定員が 9 人の場合	172 単位
		(六) 利用定員が 10 人の場合	155 単位
		(七) 利用定員が 11 人以上の場合	103 単位
		(3) その他の従業者を配置する場合	
		(一) 利用定員が 5 人の場合	182 単位
		(二) 利用定員が 6 人の場合	152 単位
		(三) 利用定員が 7 人の場合	130 単位

	(四) 利用定員が 8 人の場合	114 単位
	(五) 利用定員が 9 人の場合	101 単位
	(六) 利用定員が 10 人の場合	91 単位
	(七) 利用定員が 11 人以上の場合	61 単位
	<b>児童指導員等加配加算 (II)</b>	
	<p>区分 1 の 1 及び 1 の 2 を算定する指定放課後等デイサービスの事業所であって、常時見守りが必要な就学児への支援や就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数及び児童指導員等加配加算 (I) に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を 1 以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所 ((1) 又は (2) を算定する場合にあつては、児童指導員等又は保育士を 2 以上配置している場合に限る。) において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、個別支援計画未作成減算をしている場合は、加算しない。</p>	
	(1) 理学療法士等を配置する場合	
	(一) 利用定員が 10 人以下の場合	209 単位
	(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	139 単位
	(三) 利用定員が 21 人以上の場合	84 単位
	(2) 児童指導員等を配置する場合	
	(一) 利用定員が 10 人以下の場合	155 単位
	(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	103 単位
	(三) 利用定員が 21 人以上の場合	62 単位

	(3) その他の従業者を配置する場合	
	(一) 利用定員が 10 人以下の場合	91 単位
	(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	61 単位
	(三) 利用定員が 21 人以上の場合	36 単位
	※休業日（区分 1）も上記と同様に加算	

#### 4. 障害児相談支援

現行		改定	
<b>障害児相談支援費</b>		<b>障害児相談支援費</b>	
イ 障害児支援利用援助費	1,611 単位	イ 障害児支援利用援助費	
		<u>(1) 障害児支援利用援助費 (I)</u>	1,620 単位
		<u>(2) 障害児支援利用援助費 (II)</u>	811 単位
ロ 継続障害児支援利用援助費	1,310 単位	ロ 継続障害児支援利用援助費	
		<u>(1) 継続障害児支援利用援助費 (I)</u>	1,318 単位
		<u>(2) 継続障害児支援利用援助費 (II)</u>	659 単位
		注 1) (1), (2) については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。	
		イ (1) を算定する場合 取扱件数が 40 未満である場合又は 40 以上である場合において、40 未満の部分について算定する。	
		ロ (1) を算定する場合 取扱件数が 40 以上である場合において、40 以上の部分について算定する。	
<b>特定事業所加算</b>	300 単位/月	<u>(1) 特定事業所加算 (I)</u>	500 単位/月
(算定要件)		(算定要件)	
イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を 3 名以上配置し、かつ、そのうち 1 名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。		イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を <u>4 名以上配置し、かつ、そのうち 1 名が主任相談支援専門員であること。</u>	

- ロ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に関する伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。
- ハ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- ニ 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し相談支援従事者研修現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。
- ホ 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、計画相談支援等を提供していること。
- ヘ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。

- ロ 現行の特定事業所加算の（ロ）、（ハ）、（ホ）、（ヘ）の要件を満たすこと。
- ハ 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し主任相談支援専門員の同行による研修を実施していること。
- ニ 指定特定相談支援事業所において指定サービス利用支援又は継続サービス利用支援を提供する件数（指定障害児相談支援事業者の指定を受け、一体的に運営されている場合は、指定障害児相談支援の利用者を含む。）が1月間において相談支援専門員1人あたり40件未満であること。

**(2) 特定事業所加算（Ⅱ）**

400 単位/月

※特定事業所加算（Ⅰ）の 80/100

(算定要件)

- イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名が相談支援従事者現任研修を修了していること。
- ロ 現行の特定事業所加算の（ロ）～（ヘ）の要件を満たすこと。
- ハ 特定事業所加算（Ⅰ）の（二）の要件を満たすこと。

**(3) 特定事業所加算（Ⅲ）**

300 単位/月

(算定要件)

現行の特定事業所加算の要件を満たし、かつ、特定事業所加算（Ⅰ）の（二）の要件を満たすこと。

※すでに現行の特定事業所加算を取得している事業所の場合、（二）の要件を満たさなくても算定を認める。（平成31年3月までの経

	<p>過措置)</p> <p><b><u>(4) 特定事業所加算 (Ⅳ)</u></b> <span style="float: right;">150 単位/月</span></p> <p style="text-align: right;">※特定事業所加算 (Ⅲ) の 50/100</p> <p>(算定要件)</p> <p>イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を <u>2名以上</u> 配置し、かつ、そのうち 1 名が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>ロ 現行の特定事業所加算の (ロ) 及び (二) ~ (へ) の要件を満たすこと。</p> <p>ハ 特定事業所加算 (Ⅰ) の (二) の要件を満たすこと。</p> <p><b><u>※特定事業所加算 (Ⅱ) 及び (Ⅳ) については、平成 33 (2021) 年 3 月までとする。</u></b></p> <p><b><u>入院時情報連携加算【新設】</u></b></p> <p><b><u>(1) 入院時情報連携加算 (Ⅰ)</u></b> <span style="float: right;">200 単位/月</span></p> <p>※医療機関を訪問しての情報提供</p> <p><b><u>(2) 入院時情報連携加算 (Ⅱ)</u></b> <span style="float: right;">100 単位/月</span></p> <p>※医療機関への訪問以外の方法での情報提供</p> <p>入院時における医療機関との連携を促進する観点から、指定特定相談支援事業者等が入院時に医療機関が求める利用者の情報を、利用者等の同意を得た上で提供した場合に加算する。</p> <p>※利用者 1 人につき、1 月に 1 回を限度として加算。ただし入院時情報連携加算 (Ⅰ)、(Ⅱ) の同時算定不可。</p> <p><b><u>退院・退所加算【新設】</u></b> <span style="float: right;">200 単位/回</span></p> <p>退院・退所後の円滑な地域生活への移行に向けた医療機関等との連携を促進する観点から、退院・退所時に相談支援専門員が医療機関等の多職種から情報収集することや、医療機関等における退院・</p>
--	--

	<p>退所時のカンファレンスに参加して情報収集を行った上でサービス等利用計画等を作成した場合に加算する。</p> <p>※利用者1人につき、入院・入所中に3回を限度として加算。ただし、初回加算を算定する場合は算定不可。</p> <p><b><u>医療・保育・教育機関等連携加算【新設】</u></b> 100 単位/月</p> <p>サービス利用支援等の実施時において、障害福祉サービス等以外の医療機関、保育機関、教育機関等の職員と面談等を行い、必要な情報提供を受け協議等を行った上で、サービス等利用計画等を作成した場合に加算する。</p> <p>※利用者1人につき、1月に1回を限度として加算。ただし、初回加算を算定する場合又は退院・退所加算を算定し、かつ、当該退院医療機関等のみから情報提供を受けている場合は算定不可。</p> <p><b><u>サービス担当者会議実施加算【新設】</u></b> 100 単位/月</p> <p>継続サービス利用支援等の実施時において、利用者の居宅等を訪問し利用者に面接することに加えて、サービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して、利用者等の心身の状況等やサービスの提供状況について確認するとともに、計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に加算する。</p> <p>※利用者1人につき、1月に1回を限度として加算。</p> <p><b><u>サービス提供時モニタリング加算【新設】</u></b> 100 単位/月</p> <p>継続サービス利用支援等の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画に位置付けた福祉サービス事業所等を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算する。</p>
--	---

※利用者1人につき、1月に1回を限度、かつ、相談支援専門員1人当たり1月に39人を限度として加算。

**行動障害支援体制加算【新設】**

35単位/月

行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談支援等を実施するために、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

**要医療児者支援体制加算【新設】**

35単位/月

重症心身障害など医療的なケアを要する児童や障害者に対して適切な計画相談支援等を実施するために、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

**精神障害者支援体制加算【新設】**

35単位/月

精神科病院等に入院する者及び地域において単身生活等をする精神障害者に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援等を実施するために、地域生活支援事業者による精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修又は精神障害者の地域移行関係職員に対する研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。



(別紙) 注イ (1), (2) 又はロ (1) を算定する事業所

①食事, 排せつ, 入浴及び3以上の日常生活動作について全介助を必要とする障害児

②別表に掲げる項目の欄の区分に応じ, その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上である障害児の数が障害児全体の数の50%以上であること。(指標該当)

項目	0点	1点	2点
コミュニケーション	1.日常生活に支障がない	2.特定の者であればコミュニケーションはできる 3.会話以外の方法でコミュニケーションができる	4.独自の方法でコミュニケーションができる 5.コミュニケーションできない
説明の理解	1.理解できる	2.理解できない	3.理解できているか判断できない
大声・奇声を出す	1.支援が不要 2.希に支援が必要 3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
異食行動	1.支援が不要 2.希に支援が必要 3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
多動・行動停止	1.支援が不要 2.希に支援が必要 3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
不安定な行動	1.支援が不要 2.希に支援が必要 3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
自らを傷つける行為	1.支援が不要 2.希に支援が必要 3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要

他人を傷つける行為	1.支援が不要 2.希に支援が必要 3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
不適切な行為	1.支援が不要 2.希に支援が必要 3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
突発的な行為	1.支援が不要 2.希に支援が必要 3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
過食・反すう等	1.支援が不要 2.希に支援が必要 3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
てんかん	1.年1回以上	2.月に1回以上	3.週1回以上
そううつ状態	1.支援が不要 2.希に支援が必要 3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
反復的行動	1.支援が不要 2.希に支援が必要 3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
対人面の不安緊張，集団生活への不適切	1.支援が不要 2.希に支援が必要 3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
読み書き	1.支援が不要	2.部分的な支援が必要	3.全面的な支援が必要

# 障害福祉サービス事業者等の情報公表制度について

## 今後の作業手順

### 平成30年 3月 福岡市→（独）福祉医療機構へ事業者・事業者の基本情報の報告

- ・事業者の名称，住所等の基本情報とメールアドレスを提供している。
- ※運営法人のメールアドレスは適宜更新されていない可能性があるため，事業所のアドレスを提供している。

### 平成30年 4月 （独）福祉医療機構→事業者

- ・情報公表システムから各事業者にログインID 等を配布
- ※福岡市が福祉医療機構に提供した事業所のアドレスに送付される予定。
- ※ログインID は，実施主体別に付与される。福岡市と春日市に事業所がある事業者の場合，福岡市用のID と福岡県用のIDの2つが付与される。

### 平成30年 4月～ 8月 事業所の詳細情報の入力・報告（事業者→福岡市），承認（福岡市→事業者）

- ・各事業者が，付与されたログインID・パスワードを用いてシステムにログインし，事業所の詳細情報を入力した上で，福岡市に報告
- ・福岡市は，報告内容を確認し，システム上の承認を行うまたは修正の必要があれば差し戻しを行う。
- ※ID 等は，福岡市用として事業者に1 つしか付与されないため，A 事業所とB 事業所がそれぞれの事業所で入力する場合は同じID をA 事業所，B 事業所で共有すること。

### 平成30年 9月 初回公表（福祉医療機構→事業者）

- ・WAMNET に福岡市が承認した事業所情報が公表される（事業者は情報公表システムから承認通知を受領）
- ・9月以降は，随時更新
- ※このタイミングで，現在，福祉医療機構が運営するWAMNET のコンテンツ「障害福祉サービス事業所検索システム」は，廃止される。

社会保障審議会障害者部会

第88回(H29.12.11)

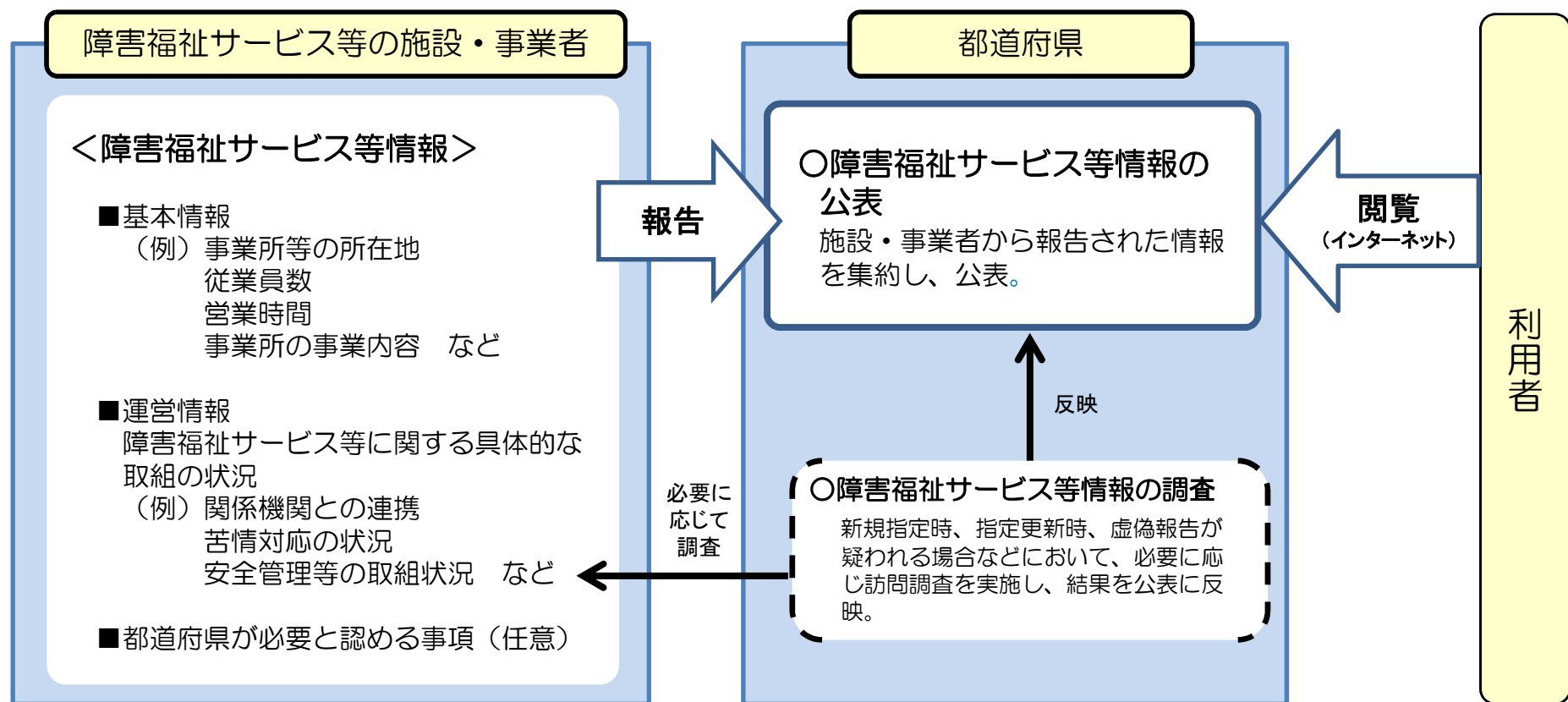
資料3

# 障害福祉サービス等情報公表制度 の施行について

# 障害福祉サービス等情報公表制度の概要

## 1. 趣旨・目的

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。
- このため、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において①事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することを求めるとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設し、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的とする（平成30年4月施行）。



## 2. 実施主体

○ 都道府県、指定都市、中核市を実施主体とする。

※1 指定相談支援及び指定障害児相談支援事業者の情報については、市区町村(指定都市、中核市を除く)分も、都道府県が公表を行う。

※2 指定障害児入所施設等及び指定障害児通所支援事業者の情報については、中核市分も、都道府県が公表を行う。ただし、児童相談所設置市については、指定障害児入所施設等、指定障害児通所支援及び指定障害児相談支援事業者の情報の公表を行う。

		都道府県	指定都市	中核市
サービス 障害者	指定障害福祉サービス	○	○	○
	指定障害者支援施設	○	○	○
	指定地域相談支援	○	○	○
	指定計画相談支援	○(※1)	○	○
サービス 障害児	指定障害児入所施設等	○	○	×(※2)
	指定障害児通所支援	○	○	×(※2)
	指定障害児相談支援	○(※1)	○	○

## 3. 公表対象となる事業者

① 下記に記載のサービス(基準該当サービスは除く)の指定を受けている事業者。

② 当年度中に下記に記載のサービスについて、新規に指定を受けてサービスを提供しようとする事業者

1. 居宅介護	11. 自立訓練(機能訓練)	21. 地域相談支援(地域定着支援)
2. 重度訪問介護	12. 自立訓練(生活訓練)	22. 福祉型障害児入所施設
3. 同行援護	13. 宿泊型自立訓練	23. 医療型障害児入所施設
4. 行動援護	14. 就労移行支援	24. 児童発達支援
5. 療養介護	15. 就労継続支援A型	25. 医療型児童発達支援
6. 生活介護	16. 就労継続支援B型	26. 居宅訪問型児童発達支援
7. 短期入所	17. 就労定着支援	27. 放課後等デイサービス
8. 重度障害者等包括支援	18. 自立生活援助	28. 保育所等訪問支援
9. 共同生活援助	19. 計画相談支援	29. 障害児相談支援
10. 施設入所支援	20. 地域相談支援(地域移行支援)	

## 4. 報告・公表事項

- 報告・公表事項については、利用者の個々のニーズに応じた事業者等の選択や事業所等における適正なサービス提供の推進に資する情報とし、厚生労働省令等で定める。
- 報告・公表事項には大きく「①基本情報」、「②運営情報」から構成。  
 「①基本情報」は、法人・事業所等の所在地、電話番号、従業者数、サービスの内容等の基本的な情報。  
 「②運営情報」は、利用者の権利擁護の取組、サービスの質の確保の取組、適切な事業運営・管理の体制等の障害福祉サービス等の運営に関する情報。

※ 報告・公表事項の詳細については、別添を参照。

		主な報告・公表事項
①基本情報	法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業所等を運営する法人等に関する事項               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 名称、所在地、代表者の氏名、設立年月日 等</li> </ul> </li> </ul>
	事業所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ サービスを提供する事業所等に関する事項               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 名称、所在地、管理者の氏名、事業開始年月日、利用交通手段、財務状況 等</li> </ul> </li> <li>○ サービスに従事する従業者に関する事項               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業者数、勤務形態、労働時間、経験年数 等</li> </ul> </li> <li>○ サービスの内容に関する事項               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営方針、サービスの内容、サービスの提供実績 等</li> </ul> </li> <li>○ 利用料等に関する事項 など</li> </ul>
②運営情報		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者の権利擁護の取組</li> <li>○ サービスの質の確保の取組</li> <li>○ 相談・苦情等への対応</li> <li>○ サービスの評価、改善等の取組</li> <li>○ 外部の者等との連携</li> <li>○ 適切な事業運営・管理の体制</li> <li>○ 安全・衛生管理等の体制</li> <li>○ 情報の管理、個人情報保護等の取組</li> <li>○ その他(従業者の研修の状況等) など</li> </ul>

## 5. 事業者における障害福祉サービス等情報の報告手続き

### (1) 障害福祉サービス等情報の報告時期

- ・ 指定障害福祉サービス等事業者(以下「事業者」という。)は、障害福祉サービス等の提供を開始しようとするとき及び毎年度各都道府県等において定める時点において、当該サービス等を提供する事業所・施設の所在地を管轄する都道府県等に対し、障害福祉サービス等事業所情報の報告を行う。

### (2) 障害福祉サービス等情報の報告方法

- ・ 今般の情報公表制度の創設に当たっては、利用者等がインターネット上でいつでも事業者の情報にアクセスすることができるよう、全国一元的なシステムを整備する。
- ・ 具体的には、現在、独立行政法人福祉医療機構の総合情報サイト(WAMNET)上で展開されている「障害福祉サービス事業所情報検索システム」について、平成29年度中に障害福祉サービス等情報公表制度の内容に沿った改修を行い、新たに「障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)」を立ち上げる予定。
- ・ 事業者は、原則、当該システムを通じ障害福祉サービス等情報を入力し、都道府県等へ報告する。

※ 平成30年4月から報告の受付開始予定。

## 6. 都道府県等における障害福祉サービス等情報の公表手続き

### (1) 障害福祉サービス等情報の公表時期

- ・ 都道府県等は、事業者から報告された障害福祉サービス等情報について、速やかに公表するものとする。

※ ただし、平成30年度については、原則として平成30年9月に全国一斉に公表することを想定。

### (2) 障害福祉サービス等情報の公表方法

- ・ 都道府県等は、事業者から報告された障害福祉サービス等情報について、「障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)」上で受理・確認し、当該システムにより公表する。

※ なお、事業者からの報告内容に、虚偽報告が疑われる場合等においては、必要に応じて訪問調査を実施し、結果を公表する。

#### 【障害福祉サービス等情報公表制度の施行に伴う都道府県等における具体的業務の例】

- ・ 情報公表制度の周知
- ・ システムを通じて、事業者から報告された障害福祉サービス等情報の、受理、確認及び公表作業
- ・ 事業者からの疑義照会
- ・ 事業者への報告依頼、督促等
- ・ 事業者からの報告内容に、虚偽報告が疑われる場合等における調査(調査結果に基づく改善命令、命令に従わない場合の指定取消) 等



## 7. 障害福祉サービス等情報の公表までのスケジュール(案)

	平成29年度				平成30年度						
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
(独)福祉医療機構			都道府県・事業者へシステム利用に係るID等の発行								障害福祉サービス等情報の公表開始
	システム改修等			試行運用	システム運用						
都道府県 (指定都市・中核市を含む)		システムに都道府県のメールアドレス登録			受理・確認						
事業者		システムに事業者のメールアドレス登録			都道府県等へ報告						

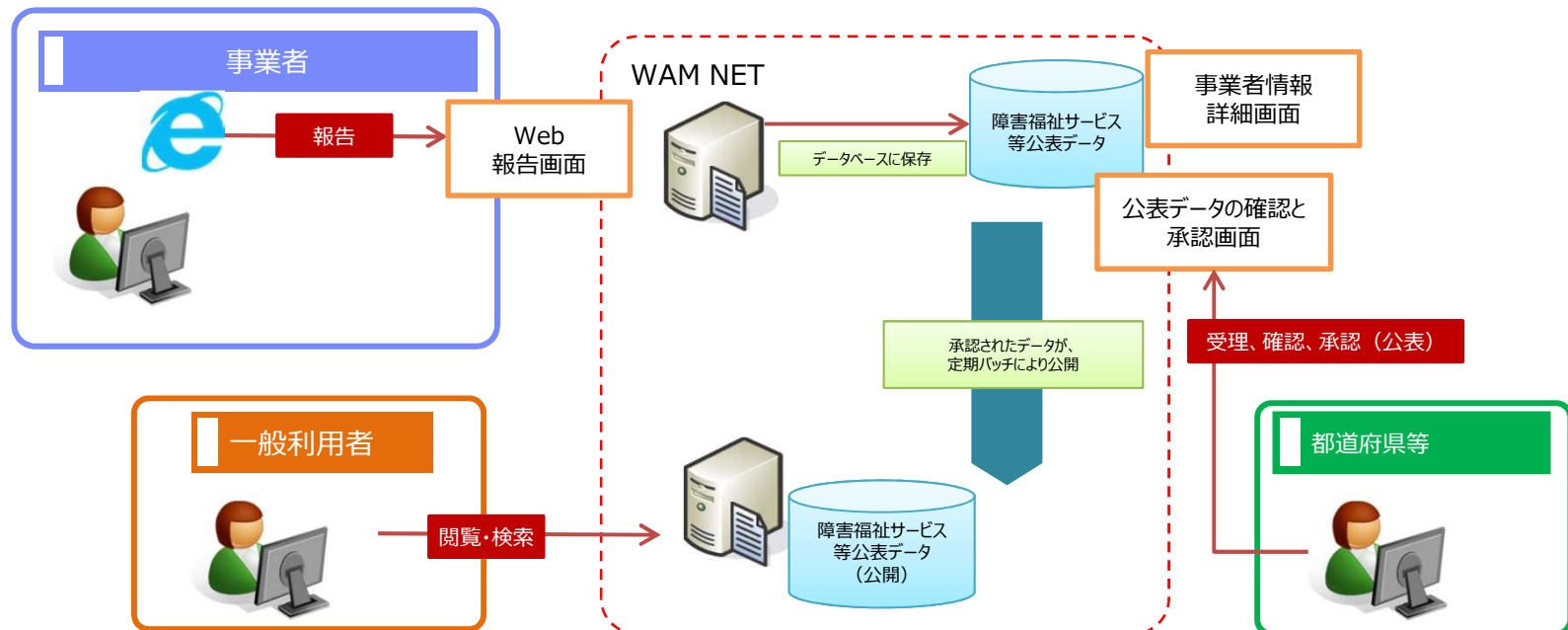
※ スケジュールについては、今後変更がありうる。

## 【参考】 障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)の概要

- 障害福祉サービス等情報の公表にあたっては、利用者等の利便性を確保するために、全国一律のシステムを構築し、インターネット上で全国の施設・事業所における障害福祉サービス等情報が閲覧・検索できるようにする。
- また、事業者による障害福祉サービス等情報の都道府県知事等への報告、各都道府県等における当該報告の受理、確認及び公表についても、当該システムを通じて行う。

### 情報公表システムによる報告・公表までの処理フロー

- ① 事業者は、障害福祉サービス等情報を、本システムへWeb登録画面より報告する。
- ② 報告された障害福祉サービス等情報は、サーバ上で公表データとしてデータベースに保存される。
- ③ 都道府県等担当は、本システムを利用し、事業者から報告された公表データを受理・確認し、承認する。承認された公表データは、公開用データベース上で公開され、インターネットにおいて一般利用者が閲覧・検索できる。



## 障害福祉サービス等情報公表制度の公表事項(案)について

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)
別表第一	基本情報
<p>一 事業所等を運営する法人等に関する事項</p> <p>イ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先</p> <p>ロ 法人等の代表者の氏名及び職名</p> <p>ハ 法人等の設立年月日</p> <p>ニ 法人等がサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等の所在地を管轄する都道府県の区域内において提供するサービス</p> <p>ホ その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>1. 事業所等を運営する法人等に関する事項</p> <p>法人等の名称、主たる事業所の所在地及び電話番号その他の連絡先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人等の種類</li> <li>・法人等の名称</li> <li>・法人番号</li> <li>・法人等の主たる事務所の所在地(〒)</li> <li>・電話番号</li> <li>・FAX番号</li> <li>・ホームページ(URL)</li> </ul> <p>法人等の代表者の氏名及び職名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名</li> <li>・職名</li> </ul> <p>法人等の設立年月日</p> <p>法人等が都道府県内で実施するサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスの種類</li> <li>・か所数</li> <li>・主な事業所等の名称</li> <li>・所在地</li> </ul>
<p>二 当該報告に係るサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項</p> <p>イ 事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先</p> <p>ロ 事業所番号</p> <p>ハ 事業所等の管理者の氏名及び職名</p> <p>ニ 当該報告に係る事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日(指定の更新を受けた場合にはその直近の年月日)</p> <p>ホ 事業所等までの主な利用交通手段</p> <p>ヘ 事業所等の財務状況</p> <p>ト その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>2. 障害福祉サービス等を提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項</p> <p>事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所等の名称</li> <li>・事業所等の所在地</li> <li>・市区町村コード</li> <li>・電話番号</li> <li>・FAX番号</li> <li>・E-mail</li> <li>・ホームページ(URL)</li> </ul> <p>従たる事業所の有無</p> <p>所在地</p> <p>指定事業所番号</p> <p>事業所等の管理者の氏名及び職名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名</li> <li>・職名</li> </ul> <p>事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の開始(予定)年月日</li> <li>・指定の年月日</li> <li>・指定の更新年月日</li> </ul> <p>事業所等までの主な利用交通手段</p> <p>事業所等の財務状況(財務諸表等による直近年度の決算資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動計算書(損益計算書)</li> <li>・資金収支計算書(キャッシュフロー計算書)</li> <li>・貸借対照表(バランスシート)</li> </ul> <p>社会福祉士及び介護福祉士法第48条3に規定する登録喀痰吸引等事業者 サービス別の項目</p>

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)
<p><b>三 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項</b></p> <p>イ 職種別の従業者の数</p> <p>ロ 従業者の勤務形態、労働時間、従事者一人当たりの利用者等</p> <p>ハ 従業者の当該報告に係るサービスの業務に従事した経過年数等</p> <p>ニ 従業者の健康診断の実施状況</p> <p>ホ 従業者の教育訓練、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況</p> <p>ヘ その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p><b>3. 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項</b></p> <p>職種別の従事者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実人数</li> <li>・職種</li> <li>・常勤換算人数</li> <li>・1週間のうち、常勤の従事者が勤務すべき時間数</li> <li>・福祉・介護職員の常勤換算人数</li> <li>・利用実人員</li> <li>・福祉・介護職員1人当たりの1か月の利用実人員数</li> <li>・資格等を有している従業者の数</li> <li>・管理者の他の職務との兼務の有無</li> </ul> <p>従業者の当該報告に係る障害福祉サービス等の業務に従事した経過年数等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度の採用者数</li> <li>・前年度の退職者数</li> <li>・業務に従事した経過年数別の人数</li> </ul> <p>従業者の健康診断の実施状況</p> <p>従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修実施計画の有無</li> <li>・事業所等で実施している従業者の資質向上に向けた研修等の実施状況</li> <li>・意思決定支援に関する研修の実施状況</li> <li>・従業者に対する虐待防止研修の実施状況</li> <li>・喀痰吸引等研修の修了者数</li> <li>・強度行動障害支援者養成研修の修了者数</li> <li>・行動援護従業者養成研修課程の修了者数</li> </ul> <p>サービス別の項目</p>
<p><b>四 サービスの内容に関する事項</b></p> <p>イ 事業所等の運営に関する方針</p> <p>ロ 当該報告に係るサービスの内容等</p>	<p><b>4. 障害福祉サービス等の内容に関する事項</b></p> <p>事業所等の運営に関する方針</p> <p>サービスを提供している日時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の営業時間</li> <li>・利用可能な時間帯 <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供所要時間</li> </ul> </li> </ul> <p>事業所等が通常時に障害福祉サービス等を提供する地域</p> <p>サービスの内容等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる対象とする障害の種類</li> <li>・利用者の送迎の実施</li> <li>・協力医療機関</li> <li>・利用定員</li> <li>・利用実人員</li> <li>・サービス等報酬の加算状況</li> <li>・医療的ケアを必要とする利用者の受入体制</li> </ul> <p>サービスを提供する事業所、設備等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の構造</li> <li>・送迎車両の有無</li> <li>・便所の設置数</li> <li>・浴室の設備の状況</li> <li>・消火設備等の状況</li> <li>・防犯システム、機器の状況</li> <li>・バリアフリーの対応状況</li> <li>・福祉用具の設置状況</li> </ul>

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)
<p>ハ 当該報告に係るサービスの利用者等への提供実績</p> <p>ニ 利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況</p> <p>ホ 当該報告に係るサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項</p> <p>ヘ 事業所等のサービスの提供内容に関する特色等</p> <p>ト 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等</p> <p>チ その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>障害福祉サービス等の利用者への提供実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者的人数(区分別)</li> </ul> <p>利用者等からの苦情に対する窓口等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口の名称</li> <li>・電話番号</li> <li>・対応している時間</li> <li>・苦情処理結果の開示状況</li> </ul> <p>障害福祉サービス等の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・損害賠償保険の加入状況</li> </ul> <p>障害福祉サービス等の提供内容に関する特色等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その内容</li> </ul> <p>利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者アンケート調査、意見箱等利用者等の意見を把握する取組の状況</li> <li>・第三者による評価の実施(受審)状況</li> </ul> <p>サービス別の項目</p>
<p><b>五 当該報告に係るサービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項</b></p>	<p><b>5. 障害福祉サービス等を利用するに当たっての利用料等に関する事項</b></p> <p>障害福祉サービス等給付以外のサービスに要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域の利用者に対してサービスを提供に要した交通費の徴収状況</li> <li>・利用者の選定により、送迎を事業所等が提供する場合に係る費用の徴収状況</li> <li>・食事の提供により要する費用の徴収状況</li> <li>・創作的活動に係る材料費の徴収状況</li> <li>・家賃の徴収状況</li> <li>・光熱水費の徴収状況</li> <li>・日用品費の徴収状況</li> <li>・当該サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用(日常生活費)の徴収状況</li> <li>・当該サービスにおいて提供される便宜のうち、その他の日常生活費とは区分されるべき費用(例:預り金の出納管理等)の徴収状況</li> </ul>
<p><b>六 その他都道府県知事が必要と認める事項</b></p>	
<p><b>別表第二</b></p>	<p><b>運用情報</b></p>
<p><b>第一 サービスの内容に関する事項</b></p> <p>一 サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 利用者等の状態に応じた当該サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況</li> <li>ロ サービス提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況</li> <li>ハ 利用者等に対する利用者等が負担する利用料に関する説明の実施の状況</li> <li>ニ 利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況</li> </ul> <p>二 利用者本位のサービスの質の確保のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対するサービスの質の確保のための取組の状況</li> <li>ロ 利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況</li> </ul> <p>三 相談、苦情等の対応のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談、苦情等の対応のための取組の状況</li> </ul> <p>四 サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ サービスの提供状況の把握のための取組の状況</li> <li>ロ サービスに係る計画等の見直しの実施の状況</li> </ul> <p>五 サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 相談支援専門員等との連携の状況</li> <li>ロ 主治の医師等との連携の状況</li> </ul>	<p><b>6. 事業所等運営の状況</b></p> <p>(1)障害福祉サービス等の内容に関する事項</p> <p>障害福祉サービス等の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者等の状態に応じた当該サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況</li> <li>・サービス提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況</li> <li>・利用者等に対する利用者等が負担する利用料に関する説明の実施の状況</li> <li>・利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況</li> </ul> <p>利用者本位の障害福祉サービス等の質の確保のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対するサービスの質の確保のための取組の状況</li> <li>・利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況</li> </ul> <p>相談、苦情等の対応のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談、苦情等の対応のための取組の状況</li> </ul> <p>障害福祉サービス等の内容の評価、改善等のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスの提供状況の把握のための取組の状況</li> <li>・サービスに係る計画等の見直しの実施の状況</li> </ul> <p>障害福祉サービス等の質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援専門員等との連携の状況</li> <li>・主治の医師等との連携の状況</li> </ul>

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)
<p><b>第二 サービスを提供する事業所等の運営状況に関する事項</b></p> <p><b>一 適切な事業運営の確保のために講じている措置</b></p> <p>イ 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況</p> <p>ロ 計画的な事業運営のための取組の状況</p> <p>ハ 事業運営の透明性の確保のための取組の状況</p> <p>ニ サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況</p> <p><b>二 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置</b></p> <p>イ 事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況</p> <p>ロ サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況</p> <p>ハ 従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況</p> <p><b>三 安全管理及び衛生管理のために講じている措置</b></p> <p>安全管理及び衛生管理のための取組の状況</p> <p><b>四 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置</b></p> <p>イ 個人情報の保護の確保のための取組の状況</p> <p>ロ サービスの提供記録の開示の実施の状況</p> <p><b>五 サービスの質の確保のために総合的に講じている措置</b></p> <p>イ 従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況</p> <p>ロ 利用者等の意向等も踏まえたサービスの提供内容の改善の実施の状況</p> <p>ハ サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況</p>	<p><b>(2)障害福祉サービス等を提供する事業所等の運営状況に関する事項</b></p> <p><b>適切な事業運営の確保のために講じている措置</b></p> <p>・従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況</p> <p>・計画的な事業運営のための取組の状況</p> <p>・事業運営の透明性の確保のための取組の状況</p> <p>・サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況</p> <p><b>事業運営を行う事業所等の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置</b></p> <p>・事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況</p> <p>・サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況</p> <p>・従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況</p> <p><b>安全管理及び衛生管理のために講じている措置</b></p> <p>・安全管理及び衛生管理のための取組の状況</p> <p><b>情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置</b></p> <p>・個人情報の保護の確保のための取組の状況</p> <p>・サービスの提供記録の開示の実施の状況</p> <p><b>障害福祉サービス等の質の確保のために総合的に講じている措置</b></p> <p>・従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況</p> <p>・利用者等の意向等も踏まえたサービスの提供内容の改善の実施の状況</p> <p>・サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況</p>
<p><b>第三 都道府県知事が必要と認めた事項</b></p>	